

飼料 作物



規範項目49

必須・重要・推奨

安

飼料の汚染や異物混入の防止のための衛生的な保存・流通

飼料生産の際に利用する、種子・農薬・肥料等の使用の記録・保管や生産工程の情報管理は、トレーサビリティを確保し、信頼性の高い生産管理体制を構築するために重要です。

また、飼料物の保管についても汚染や異物混入防止のため適正に実施しましょう。

取組事項

- ・ 資材等の使用記録や作業記録を整備し、トレーサビリティ確保に努める。
- ・ ラップサイレージの保管場所は雨水や空気が侵入することがないように、排水良好な場所を選定し、縦置き2段積み以下とする。
- ・ ラップサイレージへのネズミや昆虫等による食害を避けるため、ロールの下に金網を敷くなどの対策をとる。
- ・ 自らが製造した飼料が違反飼料であることが判明した場合は、速やかに行政機関に連絡するとともに、出荷停止や回収等の必要な措置をとる。

飼料作物の栽培環境の確認や、適正な資材の利用、生産物の適正な保管は飼料の汚染や異物混入防止のために重要です。飼料安全や環境保全等につとめるため、特に以下の点に注意しましょう。

【栽培時および収穫作業開始前の留意事項】

- (1) 栽培ほ場が廃棄物や有害物質等から汚染されないよう確認しましょう。
- (2) 適用外の農薬を使用しないよう、表示内容を遵守しましょう。
- (3) 有毒植物等の抜き取りや薬剤散布等による早期防除に努めましょう(規範項目46を参照)。

【飼料調製・保管時の留意事項】

- (1) 適切な調製を行い、好気的変敗による変質・かびの発生防止に努めましょう(規範項目48を参照)。
- (2) ロールベールは、排水の良い場所に貯蔵し、ネズミ等による食害を避けるため、周囲を清潔にし、配置方法にも留意しましょう(図1)。
- (3) 直射日光や風、鳥、昆虫、猫などによる劣化、破損を防止するため、必要に応じて、ビニールシートや防鳥ネットを設置しましょう。

【違反飼料の流通・有害畜産物の生産等が確認された場合】

牛海綿状脳症の発生防止のため、反すう動物用飼料への動物由来たん白質混入防止の徹底を図ることが通知されています(表1)。混入防止のため飼料の保管等に留意しましょう。また、違反等が確認された場合は速やかに以下の点について対応しましょう。

- (1) 早急にもその実態の把握、原因の究明等を行うこと
- (2) 原因となった飼料の出荷停止、回収その他必要な措置を講じて違反飼料の流通防止等を行うこと
- (3) 行政機関が行う実態の把握・原因の究明に協力すること
- (4) 再発防止のため、確実な改善措置を講じること



<ロールの配置のポイント>

- ・適切に調製された稲発酵粗飼料でも、その保存状態が悪いと、ラップ内に雨水や空気が侵入し、品質の低下を招くため、保管場所は排水良好な場所を選定し、縦置き2段積み以下とする。
- ・ネズミによる食害を防ぐため、ロールとロールの間は30～50cm以上離すとともに、畜舎から5m以上離し、ロールの下に網目1cm以下の金網を敷くと効果的である。

図1 二段積みの広々配置(鳥獣害対策)

表1 飼料原料の利用規制状況(動物性油脂を除く)

主な対象品目	由来	給与対象		
		牛など	豚	鶏
ゼラチン、コラーゲン(確認済のもの)	ほ乳動物	○	○	○
乳、乳製品	家きん	○	○	○
卵、乳製品	牛など	×	×	×
血粉、血しょうたん白	豚・馬・家きん(確認済のもの)	×	○	○
魚粉などの魚介類由来たん白質(確認済のもの)	魚介類	×	○	○
チキンミール、フェザーミール(確認済のもの)	家きん	×	○	○
加水分解たん白、蒸製骨粉(確認済のもの)	家きん	×	○	○
肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉	豚(確認済のもの)	×	○	○
	豚 家きん混合(確認済のもの)	×	×	×
動物性たん白質を含む食品残さ(残飯など)	ほ乳動物、家きん、魚介類	×	○	○
骨炭、骨灰(一定の条件で加工処理されたもの)	ほ乳動物、家きん、魚介類	○	○	○
第2リン酸カルシウム(鉱物由来、脂肪・たん白質を含まないもの)	ほ乳動物、家きん、魚介類	○	○	○

注1 「牛など」には牛、めん羊、山羊およびしかが含まれる

注2 「確認済のもの」とは、基準適合することについて農林水産大臣の確認を受けた工場のこと

注3 「その他」に記載されたものは、動物性たん白質の規制の対象外

注4 表に記載されていない動物性たん白質は飼料への使用はできない(蹄粉、角粉、皮粉、獣脂かすなど)

【根拠法令等】

- 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)
- 草地管理指標<飼料作物生産利用技術編>(平成12年度農林水産省公表)
- 草地管理指標<草地の管理作業編・草地の採草利用編>(平成14年度農林水産省公表)
- 反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドラインの制定について(平成15年度農林水産省通知)
- 飼料の安全性の確保に係る家畜事故等発生時等の措置指針の制定について(平成15年度農林水産省通知)